

中国の改革政策に関する 3 編の論文によせて

小 嶋 正 己

1. 経緯の説明

宋効中・石連運・王清太 各氏（当時、いずれも中華人民共和国から山口大学へのいろいろな身分の研究留学生であった）から以下の 3 編の文章を私が受領して閲読を依頼されたのは、1987年の暮か88年の早春であったように記憶している。私は、閲読しおわると、極めて示唆に富む有意義な内容と判断し、東亜経済研究所委員会に委員の一人を通して雑誌「東亜経済研究」に掲載してくれるよう依頼した。88年の春のことであったと思う。しかし、その後、……（以下、印刷に際して編集部との協議の結果原稿から164字分削除、結果として文意が通らなくなったが、敢えてそのままにしておく。）

その結果、宋・石・王の各氏には、随分とご迷惑をおかけすることになった。このことについて、友人の 3 氏にお詫びを申し上げるとともに、現在でもこれらの文章のもつ意義は少しも減じていないことを確認し、さらに日本の中国研究あるいは社会主義研究の立場から蛇足の解説を加え、併せて再び冬の季節を迎えようとしている中国研究・あるいは社会主義研究に一つの問題を提起したい。

2. 冬の季節の再来と社会主義

最初に、「冬の季節の再来」といった意味を述べておきたい。

最初の「冬の季節」は、60年代後半からの文化大革命の時期であった。その時は、初期の間は文革の構造がなかなか理解されにくかったせいもあって、日本のいわゆる大衆レベルでは、馴染の深い要人の失脚が新聞種になって関心をもったくらいであり自分自身の大きな問題とならず、主としていわゆる左翼陣営の内部に中国社会主義建設の問題・毛沢東思想の評価をめぐる対立と分裂が生じた。10年あまり前に文革が周知のとおり幕を引いたのちも、日本の左翼内部では、中国と違い、「安定団結」など望みうべくもない状態が続いていた。ただ、日本ではこの対立の圏外にいた大衆の日中友好の願望を背景にした日中国交回復と中国側の大人の対応が、深刻な分裂と対立を表面的にはかろうじて取りつくろわせていた。春が来ているように見えた。

そのところへ（文革から10年余を経ていたが）、今回の「反革命暴乱」（1989年4～6月）である。事件そのものは、西側のマスコミによって極めて分かりやすい筋書きに仕立てられた。一党支配（中共独裁）の結果、の腐敗と「人治」の専政が生じて、それに堪えかねた・あるいは目覚めた学生と民衆が自由と民主を求めて何回も100万人規模のデモをやって決起したが（この100万人のデモの意味は確かに重い）、独裁者はそれを戦車と機関銃で弾圧し、数千人もの死者が出た、というわけである。繰返しいうが、そういう事件に仕立てると、プロ独裁を経験していない非社会主義国の大衆には、規模の大小を問わず権力の弾圧にはいやというほど経験があるので、極めて理解しやすい筋書きとなる。

89サミットでポーランドとハンガリーにエールをおくったばかりの西側諸国は、すぐさま人道主義に名をかりた「反中国」の大合唱を組織した。これは、帝国主義者がプロデュースし、そのイデオログたちがそれぞれの部署で指揮棒を振り、あるいはそれぞれのパートで声を張りあげているのであるが、今度は、話が明瞭簡単に仕立てられているだけに、これまでに何回もあった

帝国主義者と機会主義者の反共・反中国の大合唱に与することのなかった良心的な研究者もいくらか加えることができ、合唱隊の意気は余計に上がった。

だが、真実は、それほど簡単ではない。われわれが受け取る圧倒的な西側の情報を検討しただけでも、幾多の矛盾点や一方的な観点の押しつけが目立つし、量的にはごく少ない中国側の「大本営発表」式の情報に多少は眉に唾しながら観察していても、真実は、西側情報の筋書きどおりではないことは明らかである。

事件について洪水のように大量に流された文章は、阪大の加地教授の表現（「中央公論」89年8月号「文臣不愛錢天下平矣」）を借りると、テレビの「野球解説者のように」「無責任な状況追従もいいところ」で、中国についての無知をさらけ出すだけのものであった。（中国についての無知といえ、わが経済学部も情けないほどの低水準にある。今度の事件とは直接には関係ないが、かつての山大学術訪中団の報告書〔1980年〕に中国人民銀行が『中国の唯一の金融機関である』という珍説を披瀝した金融論の教授がいた。書いた方も書いた方だが、これをそのまま掲載した編集者も相当のものだと思って、編集者名をみて絶句、前記の評価となった次第）。げに無知の知ったかぶりは嘘のはじまり、「嘘は泥棒のはじまり」である。大衆を扇動して反中国・反社会主義の大合唱に聞き入らせるためには、話は無知でも嘘でも簡単な方がよい。事実を求めてあれこれいっているうちに、上記の分かりやすい筋書きを万一にも曲げるようなこと・あるいは嘘や矛盾に気がつかれては一大事である。

上記加地論文には、結論は首肯し難いが、たとえば鄧小平の専政を避難する中国的表現である「人治」・「法治」の問題にしても、中国の伝統や歴史を検証して納得しうる説明を試みようとしている。少なくともこの程度の歴史的知識に加えて、腰のすわった社会主義理論の理解をもって事実をみないと、主観的には大真面目でも客観的にはとんでもない誤りを犯すことになる。反中国・反社会主義の論調には、先ほどの例のような無知（たとえば6月4

日の流血事件以前に一部の大衆が武装して軍用車を襲撃・焼討し、兵士を吊して焼き殺した事件、つまり大衆の中に明らかに反革命武装集団が混在していた事実を故意に無視して、そそっかしくも丸腰無抵抗の大衆という表現を使用するとか)であるか、あるいはその上にブルジョア市民社会の尺度で強引に事態を型にはめこもうとする点で共通している。しかも、西欧型市民社会の規範を絶対化し、同時に上記のように事実を振り曲げて、講談師は見てきたような嘘をいうのである。

ここで事実を細かく挙げて論駁したいのは山々だが(いずれ機会を改めて試みたい)、この文章はそれを目的としたものではない。しかし、現時点の社会主義中国のなんらかのテーマを取り上げようとすれば、明示するにせよしないにせよ、この問題に対する基本的な立場を明確にせず対処することは難しい。そういう意味で、特に中国政府の措置に抗議の声明等を発した上記の一部の良心的な(しかしそそっかしい)研究者に対して、私の基本的な認識を簡単に記しておくことにとどめる。ただ、帝国主義者とその手先の相も変わらぬ反共・反中国大合唱については、「眉を横たえて冷やかに」これに対するのみである。

例の「反革命暴乱」に対する武力鎮圧の過程(とりわけ6月4日未明の事態)で多数の学生や一般大衆が死傷した(多くの西側報道は少なくとも2000人以上死亡したと報じた)ことについては、被害者の多くが主観的には正当な要求を提起していたつもりの純真な青年であっただけに、立場を超えて心が傷む。そして、誰しも当然のこの心の痛みにつけ込んで反共・反中国大合唱が組織されたのである。だから、彼らは、口を開けば人道主義といい、中国政府の人権蹂躪を非難する。しかし、帝国主義者とその尻馬に乗る輩とがいう人道主義とか人権とかいう立場は、ブルジョア人道主義であって、プロレタリア人道主義ではない。両者の間には明確な相違があり、ブルジョアヒューマニストもそのことを正確に認識すべきである。

中国では、プロレタリアートがブルジョアジーに対して独裁する。ブルジョア分子の政治上の人権が制約されるのは、社会主義体制の前提条件であ

る。その独裁をてこにして、社会主義社会を完成させ、歴史を前進させていくのである。

その究極に真の自由がある。ここでいう真の自由とは、ブルジョア社会でいう思想信条の自由とか・団結結社の自由とか・あるいは住居職業の自由とかの小さな具体的な自由ではなく（ブルジョア社会では決して小さくはないが）、生産手段が完全に社会化され・社会主義社会が完成し・さらにやがて共産主義社会が実現すると、エンゲルスがかって書いたように「今まで人間を支配してきた人間をとりまく生活諸条件という外圍は、いまや人間の支配と統制のもとにはいり、人間はここに初めて自然に対する意識的な本当の主人となる。これまで歴史を支配してきた客観的な見知らぬ諸力は、人間そのものの統制のもとにはいる。このときから初めて人間は、自分たちの歴史を十分な意識をもって自分でつくるようになる。これは必然の国から自由の国への人類の飛躍である」（「反デューリング論」）という意味の壮大な自由・人類のそれまでの前史にかわり本史の幕をあける自由を意味している。

われわれにとって耳慣れたブルジョア的な自由から上記のような人類社会の全けき自由への過渡期の冒頭に位置するのがプロレタリア独裁の時期なのである。だからといって、たとえブルジョア分子でも、人間として生きる権利まで否定されることにはならないが、社会主義社会＝プロ独裁は自明の利であって、これを覆そうとはかるものは明らかに反革命である。プロ独裁のもとに、ブルジョア民主主義では実現できなかった新しい達成が開くプロレタリア民主主義が実現される可能性が認められていることも、逆にいえば、ブルジョア民主主義はそれ自身を否定しなければ超克できない欠陥をもっていることも、ここで述べるまでもなくすでに理論的に明らかである。だからこそ、中国が社会主義現代化の前提条件として「4原則」を掲げたとき、帝国主義者も反中国諸党派も、文句のつけようがなかったのである。

問題は、学生や大衆の求めた「民主」が、主観的にはともかく客観的にみてブルジョア的民主であったのか、それともプロレタリア的民主であったのかという点である。

今回の「暴乱」は、学生たちの主観的意図にかかわらず、客観的には明らかにブルジョア民主主義を指向していたか・あるいは用心深くいってもブルジョア民主主義に転化してしまう重大な危険性をはらんでいた。それは、学生たちの断片的に伝えられる諸要求を注意深く検討していくと、方励之・嚴家其等の主張やその根底にある思想と深くかかわっており、また、生命の危険を感じたとはいえ、前記の2氏を含む運動の主たる指導者が自ら帝国主義権力の保護を求めたことから明瞭である。

鄧小平は明確に「われわれは民主を重視するが、ブルジョア的民主になつてはならず、三権分立をやってはならない。……こうしたアメリカ式の民主主義を採用してはならない」(86.12.30.「党中央文件」)とプロ独の堅持の必要性を述べている。鄧小平がいったからというのではない。このことは、マルクス=レーニン主義の普遍的真理であり、社会主義体制のもとでは繰返し確認され、徹底されていたはずのことである。

ここでプロ独堅持の必要性・プロ独堅持の枠内の民主主義の発展についてくどくどと説明しようとは思わない。ただ、つぎの点だけ指摘しておきたい。この度の「暴乱」は、プロレタリアート独裁に反対したのだ。それは、鄧小平は「無知」と呼んだが、この種の「無知」は反革命以外の何物でもない。民主にかかわる複数政党制にしても、かつて毛沢東は、「結局、一つの党があるのがよいのか、いくつかの党があるのがよいのか」という問題である。今から見れば、やはりいくつかの党があった方がよい。単に以前そうであっただけでなく、これからもそうであった方がよい。共産党と民主諸党派は、長期共存・相互監督するのが有益である」(「十大関係論」)といったが、それは、「プロレタリア独裁が強力な力をもつこと」(「同上」)・「共産党が領導すること」(現代化の「四原則」の一つ)を前提にし、共産党と他の民主諸党派の関係は「長期共存・相互監督」を前提にした上での話である。それと政権交替を前提とした方励之や嚴家其の複数政党制とは全く異質のものである。

中国の学生や大衆の不満についても、同様のことがいえる。中国が改革開

放路線に転換してから10年、亢進するインフレ・拡大する所得格差・根強い官僚主義・一部党幹部の腐敗と特権階層化など具体的事例は山ほどあり、大衆をして激怒せしめるに十分な材料にはこと欠かなかった。しかし、反革命分子に乗せられるような方法で大衆を組織すべきではなかった。社会主義そのものの屋台骨に直接ひびをいれかねないような方法で決起することには十分注意すべきであった。少なくとも、方励之や嚴家其など身が危なくなると帝国主義者に保護を求めるような反体制・反社会主義的ブルジョアイデオログの思想に依拠すべきではなかった。また、確かに中国の新聞やテレビは、いわゆる「大本営発表」に似てきているが、だからといって、大学でVOA放送を拡声器でそのまま流すべきではなかった。かりにVOAは事実だけを放送していたとしても、その「事実」は、帝国主義者が社会主義転覆の意図をもって選択・編集したものであることは明らかではないか。

すでに歴史に刻まれてしまったことについて、後からそうすべきでなかった、こうすればよかった、などといってもクレオパトラの鼻と同様、詮ないことではあるが、西側報道によれば少なくとも2000人という死んだ若者たちの多くは、もししっかりとした階級教育を受け、あるいはしっかりとした階級的自覚をもっていたならば、社会主義建設にとって有為な人材となったことであろう。その意味では、痛恨の極みである。しかし、毛沢東は、かつて司馬遷の言葉を引いて「人民の利益のために死ぬのは泰山よりも重く、人民を搾取し人民を抑圧するもののために死ぬのは鴻毛よりも軽い」（「人民に奉仕する」）といった。その観点からすれば、少なくとも2000人の死は鴻毛よりも軽いといわざるをえない。歴史的観点からいえば、疑いもなく社会主義の道だけが進歩であり人民の利益であって、一時的には「自由」のように感じても、ブルジョア的自由の復活・資本主義への道は歴史の逆転であり、人民を再び鎖に繋ぐものである。

もちろん、反革命の烙印を押しさえすれば殺してもよいなどと単純にしているのでは決してない。毛沢東は、革命と反革命の問題についてつぎのように述べたことがある。「われわれは、延安で始めたことを堅持すべきであ

る。すなわち一人も殺さず、大部分を捕らえずということである。ある一部の者を殺さぬというのは、彼が殺されるべき罪を犯していないということではなく、殺しても何の利益もなく、殺さない方が有益だということである。一人も殺さないことには、どんな害があるというのか。労働改造させることができる者は労働改造させ、廃物を有用なものに変えることができる。人の頭は韭と違って、一度切ると二度と生えてこない。もし間違っただと、もう誤りを改める方法はないのである」(「十大関係論」)。彼はまた同じ文章の中で、こうもいっている。すなわち「しかし、われわれは一人も殺さないと宣言することや死刑を廃止することなどはできない。かりに一人の反革命分子が殺人をしたり、工場放火をしても殺さないというのか。必ず殺さなければならぬ」(「同」)。つまり、レーニンも同じようなことをいっているが、反革命にたいしては、特に人民にたいしては教育的手段が基本ではあるが、武力鎮圧も十分ありうるという原則を示している。「人民の軍隊」だからこそ、反革命にたいしては容赦しない。

このように組織内に反革命武装集団を包括していたり、VOAを直接大衆に流したり、反体制イデオログを指導者にいただいたり、上記のような社会主義的原則について無知であったりするのには、いかに主観的に善意であろうとも、客観的には紛れもない反革命である。とりわけ、上記最後の点について補足しておく、中共の現在の非常にプラグマティックな発想が強い作風(「白猫黒猫論」のような)にも一斑の責任があるといわざるをえない。毛沢東の時代には、発想にもっとロマンティックな要素・理想主義の香りがあったものである。このことについて、鄧小平が「文革以後の党の指導の中で、特に解放政策と結びついた党の指導の中で、青年の教育政策が誤っていた。これは立て直さなければならぬ」と指摘したことは当然である。

まだまだいいたいことは多い。しかし、この文章は、そのことを書くのが目的ではないから、これでやめて、以下蛇足になるかも知れないが、宋・石・王の3氏の論文の背景あるいは若干の補足的説明と私見を加える。3編の論文は、中国の論文がいつもそうであるように、極めて簡潔に書かれてい

る。以下の文章は、中国について必ずしも中国の専門家ばかりを想定していない本誌の読者にとっては、あった方が理解に資すると考えられる説明のつもりである。

3. 改革開放政策と価格政策

宋論文も論及しているとおおり、価格改革の問題は、改革・開放政策のすべてに繋がる基本的改革であって、この問題の処理の成否がその他の改革の成否の鍵を握っている。社会主義建設の改革・開放政策というのは、一言でいえば、従来の経済におけるあまりにも過度の政治優先を是正し、政経を分離し、経済に対する政治介入・行政介入を排し、純粹に経済法則に沿って経済を運営できるように改革し、それによって経済の高度成長を実現しようというものである。

政経分離の発想は、いうまでもなく、毛沢東時代の総括・特に文革の総括にもとづいている。それまででは、確かに「経済帳」よりも「政治帳」の方が極端に重視された結果、経済が著しく歪められた。

経済の歪みというのは、生産力構造ばかりでない。純粹に経済的達成だけを切り離して考えてみれば、かつて私の著書（「中国の労働事情」および「中国社会主義賃金の展開」）で論証したことがあるように、工業部門では重工業・特に機械工業への偏重、農業部門では食糧生産への偏重を起点とする産業構造の歪曲がみられたが、生産力そのものはおおむね順調に発展していたのである。

ただ、最大の問題は、口ではまだまだといいながら、実際には毛沢東の連続革命思想にもとづいて、人民公社化政策や学大慶学大寨運動に典型的にみられるように、中国社会主義をすでに成熟したものとみなし、共産主義への移行を現実の具体的プログラムに組み込みはじめたことにある。実際は、共産主義への移行の客観的条件が整うどころか、中国経済はまだ部分的には自然

経済部分を残しているような極めて遅れた状況にあり、社会的分業も十分に発展していない段階にあったのである。

にもかかわらず、毛沢東は、一部の先進分子（これも左右の違いはあるが、今回の「反革命暴乱」と似たところがあり、客観的条件・歴史的条件を無視して自己の要求を正当化し、意識の経済的土台に対する反作用を過大評価して、共産主義革命のスローガンを掲げた）に依拠して盲目的に冒進した結果、政治が著しく大衆の心から離反してしまい、まじめに道理を説き技術を磨く知識分子は疎んぜられ、まじめに能力を尽くして働く者も、ただスローガンだけ絶叫して空騒ぎばかりしている者も同じ賃金が支払われ、戦時共産主義的な分配が実施された。これが長期にわたれば、人心が荒んでくるのは当然ではないか。この大衆の人心の離反がむしろ文革失敗の直接的な原因であった。

この立て直しのためには、まず生産現場では、とにかく「多労多得・按労分配」の原則の貫徹をはかり、もう一度大衆の自発的な労働積極性をふるいおこし、国民経済の規模では、市場原理を作用させ、需要のあるものを必要なだけ供給する必要があった。中国では、絶対多数を占める農民の生産意欲を刺激するために、従来、工業化資金をそこから得ていた工農価格差を縮小して、農産物価格を引き上げなければならなかった。個々の生産単位では、ありきたりの商品を上から命令されただけ作るのではなく、市場で競争させてよりよい商品をより廉価で提供させる必要があった。すなわち、価格体系を根本的に見直す必要が生じたのである。

現段階の中国の経済をすでに成熟した社会主義社会とみるのではなく、まだ自然経済部分を残している未成熟な・生産力のごく低い段階にあり、いわば社会主義の初級段階であって、これを少なくとも先進資本主義諸国並の水準まで引き上げなければ、社会主義の優位性・進んだ生産関係の優位性を全面的に引き出すことはできないとの認識に達したのである。それまでは、生産力の発展に全力を尽くすべきであって、そのためには、自然経済部分を商品経済化し、商品経済部分でも「大而全・小而全（大型工場も小型工場も必

要なものは全部部品に至るまで自家生産する)」の箇所をもっと社会化し、社会的分業＝協業を展開して生産性をあげ、競争原理を導入して、企業の活性化をはからなければならない。さらにそのためには、商品経済の前提である価値法則のその分野における全面開放が必要になってくる。その分野とは、商品経済の発展をはかるべき分野をいい、具体的には主として消費財生産部門と対外貿易（資本導入も含む）商品部門をいい、関連してその原価に影響を与える生産財生産部門をいう。全面開放とは、原則的に価値法則の貫徹に政治や行政が上位にたつて積極的に介入しないということである。

この価値法則の全面開放は、その前提として、また結果として、商品の価格がおおむね価値に一致していなければならない。ところが、従来の計画経済のもとでは、「計画第一・価格第二」のスローガンのもと、計画が達成とやすいうように、かなりの商品の間で著しい価格の価値からの背離が意識的に設定されていたのである。宋論文でも触れているとおり、一般的にいて、原材料価格がその価値（社会的必要労働時間）よりも、不当に安く設定されていた。それを原材料にした加工製品の価格を低くして、需要者に供給しやすくするためである。そのほかに、農産物の価格が工業製品の価格に比較してやはり著しく低く設定されていた。その差額を、購入者である国家が工業化資金にしていたこと、前記のとおりである。生活必需品の価格は非常に安く、反対に贅沢品とみなされるものは極端に高かった。市場原理・競争原理を経済改革に採り入れるためには、これらの価格体系を是正し、同一労働には原則的に同一報酬を保障することが必要であった。価格改革が、すべての経済改革の前提であるというのは、この意味においてである。

価格体系の改革問題については、宋論文も述べているとおり、中国经济学界で大きく取り上げられ論議されている。中国の指導者は、1990年までに方法論を確定し、2000年までに10年をかけてこの作業を完了させたいと語ったことがあるといわれている。そのくらいの大事業である。この問題について、89年7月、中国の経済学界の指導者の一人・衛興華中国人民大学教授をお迎えして座談会を開くことができた。以下は、その折聞いた衛教授の発言から

の私なりの理解で取りまとめた要旨である。宋論文と関連がある点、あるいは補足になる点を摘録する。

価格改革の内容は、大きくいって価格の調整・価格の開放・価格の管理の3種類がある。価格の調整とは、国家がある商品の価格を計画的に上下させて、合理的と思われるところにもっていくやり方である。価格の開放とは、価格に行政上から干渉せず、完全に市場に任せてしまうやり方である。価格の管理とは、上記二つの方法で形成された価格にたいして、国家が有効な監督・管理をおこない、価格体系を完全な釣合の採れたものに近づけてゆくやり方をいう。

また、価格改革の内容には、価格そのものの改訂だけでなく、価格形成のメカニズムおよび価格管理体制の改革を含むものでなければならない。もし価格形成のメカニズムを改革しなければ、依然として行政的に価格が形成され、価格改革は空論におわるであろう。また、価格形成の要因は常に変動しているから、その変化を価格体系に正確に反映しているかどうかをチェックする機構がなければ、価格体系は、しばらくすればまた歪んでしまうだろう。

価格形成メカニズムを転換させるということは、つまるところ、国家が価格を決めていたのを市場の価格調節に転換するということであり、価格を開放するということである。価格の開放とは、全く管理を必要としないということではない。しかし、価格管理体制は価格の開放に応じて変化してゆく。価格を完全に開放しても、国家の財政政策・金融政策・国民所得の分配政策をとおして市場価格を監督・管理することができる。さらにまた、経済的・法的・行政的手段をとおして市場を規制し、市場活動および市場価格を監督・管理することもできる。

現在、中国には、三つの価格形態が存在している。国家が価格を決定しているもの・具体的には需給関係で決定されるがその価格の上限と下限を国家が指導するもの（「浮動価格」）・および完全に市場にゆだねられるものの三種である。しかし、価格改革は、あらゆる商品の価格にたいして全く国家による関与を排除しようとするものではない。現在でも、少数の重要商品およ

び賃金は、国家によって統一的に規定され調整されている。将来でも、商品の販売価格のうち15%ないし20%が、国家が決定権をもつことになるろう。

中国の価格改革は、1979年から1984年までは、調整を主とする構造的な改革の段階であった。この期間に、農産物価格および農業副産物価格・石炭・鋼材・銑鉄・綿布・煙草・酒類・化学繊維原料の価格および短距離貨物輸送運賃が引き上げられ、綿布の価格が引き下げられた。「浮動」価格制が試行され、また価格の「双軌制」も施行されている。「双軌制」というのは、一種の二重価格制で、生産手段となる工業製品で、企業が自ら販売する部分（計画の2%以内）および計画超過達成の自家販売分については、国家が決定した価格の前後20%の範囲内で自主決定権をもつか、あるいは需給双方が価格を協議決定できる制度をいう。なお、1985年1月には、20%の幅が取り消され、その地方の市場価格よりいくらか低い価格で売り、市場調節に参与する制度に改められた。

1985年から、価格改革は新しい段階にはいった。同年、国務院は、「価格開放と価格調節を結合し、少しだけ前進する」ことを決定し、中共中央は、「個別的な品種を除いて、国家は農民にたいし統一購入・指定買い付けの任務を課さず、食糧・綿花の統一購入をやめて、契約による定量購入に改め、定量購入される以外のものは、市場価格によって自由販売を許可」した。1985年の価格改革＝価格開放の後、その年の消費者物価指数は、8.8%上昇し、大衆の不満を招いたばかりか、その後の物価上昇に重大な影響をおよぼした。現在振り返って1985年の価格改革を評価するならば、それは一定の積極的作用を果たし、生産と流通を発展させたが、開放の度合いが大きすぎたといえよう。数年前からの政府や党の価格改革にかんする宣伝で、価格を開放すればものが出回り価格も安くなるといったのは、正確さと厳密さを欠いたといわざるをえず、価格改革はもっと慎重に進めなければならない。

1988年5月末、中共中央政治局は一連の会議を開いて、価格改革についてつぎのように決定した。「国際的な経験と国内の実践からいえることは、改革は時期を延ばせば延ばすほど解決が困難になることは明らかである。改革

には常に危険が伴うけれども、停止すると後退することになり、後退すると出路を失ってしまうことになる。大波に向かって前進しなければならない」。そして、7月末に酒・煙草の価格が開放されると、価格はいきなり数倍にも値上がりした。

同年8月、中共中央政治局は、「価格改革・賃金改革の初歩的方案について」という決議を採択したが、その際の論議では、「価格改革の全般的方向は、わずかの種類の重要な商品の価格および賃金は国家が管理し、絶対多数の商品の価格は開放して市場調節にゆだね、価格形成のメカニズムを転換させるべきである」という意見が有力であった。当時の指導思想は、価格改革を計画的に進めなければ、自然発生的に盲目的な物価上昇現象を引き起こし、その結果は、何も解決できずにおわることになろうと考えられていた。

しかし、その後の経済状態の推移は、このような認識が完全に事実に合致していないことを証明した。それが明らかになった時点（1988年9月末）で、中共中央は自己の誤りを認め、「1989年と90年の価格改革と建設の重点を経済環境を整備し、経済秩序を整頓することに突出させる」よう決定した。李鵬総理は、1989年3月の政府活動報告でつぎのように述べている。「価格改革は、経済改革全体のなかで重要な地位を占めているが、実際工作において国家・企業・大衆の負担能力に対する十分な考慮がなければ、インフレが進行中という状況のもとでは、金融安定・物価抑制の措置を取らなければ、価格改革・価格開放政策を進めても、大衆のインフレ恐怖心を刺激し、買い溜めと貯蓄の低下を誘発するだけになるであろう」と。

衛興華教授の講和の趣旨に沿って、ごく大ざっぱに価格改革の進行情況と現状とを引き出したが、価格改革は経済改革開放政策の前提であること、その重要性と必要性は、宋論文の指摘するとおりである。困難な工作であるが、粘り強く進められなければならない。それが完成したとき、同じに経済改革も完成し、中国社会主義は再び活性化し、資本主義に対する優位性を発揮するであろう。

4. 計画経済と企業監理制度改革

この問題は、ここ10年来私自身が取り組んできた問題の一つであるが、石論文は、短い文章で要領よくまとめている。これにはほとんどつけ加えたり、解説する必要はないので、この機会に一つの事例を、これも現在私の取り組んでいる主要テーマである賃金問題の改革とからめて、ごく簡単に紹介しておくことにする。

紹介するのは、上海市経済委員会の「請負経営責任制の推進と企業の内部分配の活性化」(国家経済委員会企業管理局編「完善承包経営責任制搞活企業内部分配」1988 北京 所収)にもとづく上海の事例である。

上海市では、1987年から賃金改革に取り組んできたが、この工作は、一方では、国家と企業間の分配関係を明確にし、企業経営機構を改革すること、他方では、企業内部の分配にかんする指導思想を見直すこと、この両者の結合を軸として進められた。

上海市経済委員会は、所属企業15・従業員総数7万4000人以上について、1984年以来、それぞれの企業の賃金総額を各企業の経済効率と連動して変動するシステムを採用して、高い効果をあげている。つまり、それ以前と較べて、国家の税収・企業留保財源・従業員の賃金とも増大し、各企業とも大いに活況を呈した。

この成果の上に、企業の各界層にわたる多層的ないろいろの形式の請負経営責任制を推し広めた。上海市には、国営の大中型工業企業が合計584あり、それらの企業があげている利潤は全上海市の利潤総額の60%を占めている。それらの企業の特徴は産業別にさまざまであって、そこではいろいろの形式の請負経営責任制が採用された。その主要な形式は、つぎのとおりである。

(1) 総合的請負経営責任制：これは、上納利潤を保障し・技術進歩を保障し・固定資産の増大を保障した上で、賃金総額あるいは企業留保利潤の増大を企業の効率と関連させることを主な内容とした請負制であって、第一に、上納利潤および借入金償還の任務を果たした上、なお利潤があればその部分

は企業に留保して、その企業の力量増大のために使用する請負経営責任制、第二に、企業の前年総上納利潤額を確保し借入金を増加させないという任務を達成した上、超過収入を企業の困難克服に使用する請負経営責任制、第三に、これは少数の企業に適用されるが、「双増双節」（上納利潤と企業留保部分の二つの増大ならびに企業支出と企業借入金の節約減少）を目標として、それを達成したら企業が奨励金を受け取る請負経営責任制、さらに第四に、欠損企業に試行されたものとして、欠損減少請負制などの諸形態が実施された。これらの請負形態は、企業の主管局および財政局が一方の当時者となって、企業と契約を取り交わす。いずれも、賃金総額は企業の業績と連動して流動する仕組みで契約される。

(2) 単一指標請負責任制：これは、一定の賃金総額の範囲内で、賃金総額の企業の経済効率との連動制を拡大しようとするもので、第一に、業種ごとに一つの目標となる指標を決定し、それを達成すれば、賃金総額の一定率の増額を保障する形態、第二に、企業ごとにそれぞれ適切な「双増双節」目標を定め、その達成と賃金総額を連動させる形態とがある。いずれも、その連動の契約内容には、主管財政部門（財政分局）の審査と同意が必要である。

(3) その他の請負責任制：小型企業にたいしては、賃金経営請負責任制等が実施された。

問題は、上海市ではじめて試行した単一指標請負責任制であった。いろいろと問題もあり、懸念もあったが、つぎのような考え方・方法で実施に踏み切った。

単一指標請負責任制を実地する際の基本原則は、国家・企業・従業員の三者の利益を正確に結合し、企業の経済効率を高め、国家の収入を増やすということを基礎にして、従業員の物質的利益を按配することである。単一指標請負責任制を試行する企業側の条件は、第一に、企業指導層が思想的に健全で、経営管理が比較的良好なこと、第二に、生産意欲が十分にあり、一定の成長潜在力をもっていること、第三に、製品販路の拡大が見込めること、第四に、品質管理や計算機構などの基礎管理制度がしっかりと構築されている

こと、第五に、内部分配を変動させても、有効に従業員の積極性を発揮させるしかりとした思想がなければならない。

単一指標請責任制を試行するに当たって、上海市経済委員会には、どのような指標を採るかについて論議があり、結局、つぎのような三つの意見に落ち着いた。

第一は、指標とされる製品が単一品種で、販売が安定して増加傾向にあり、その企業の製品販売額を代表できるものであれば、その生産量を指標とするという意見である。第二は、製品品種が多くあるいは変化が大きくて、物量を指標とすることが不可能な業種で、しかも、上納利潤あるいは納税額が安定して増大傾向にある企業では、上納利潤あるいは納税額を指標とするという意見である。第三は、上記二種類の指標が不適切な企業では、輸出して受け取った外貨とか販売収入とかその企業の業績と社会的貢献度を表現する指標を選択することができる。ただし、この場合は、市の経済委員会・財政局・労働局の共同審査と同意が必要である。

単一指標請責任制の場合、企業が単一指標のみを追及するのを防止するために、何らかの合理的な制約指標が必要であり、一般的には、価値指標と物量指標とを相互に牽制させる方法を採用している。たとえば、単一指標が販売実物量である場合は、上納利潤もしくは納税額を制約指標とし、単一指標が価値指標である場合は、生産量とか社会的貢献度を制約指標とするといったようにである。制約指標のうち、品質指標は、否定的指標とされ、品質指標が規定に達しなければ、具体的状況に応じて最大30%まで賃金総額の増加分を控除されることになる。安全指標も制約指標の一つとされる。

単一指標請責任制を試行している企業の賃金総額の基本額および経済効果の基本数は、一般的に前年の実績を基礎に算定している。単一指標請責任制の期限は、通常2年であり、少数の企業はそれより1年長く、また1年だけ試行するという企業もある。

単一指標請責任制を含めて賃金総額と企業の経済効果とが連動する請負経営責任制を実行した結果、企業の内部改革が深まり、労働者の積極性も高

揚した。

従来と違って、企業の業績が上がれば自分の賃金も上がるのだから、また、社会主義のお蔭で人が余ったからといってすぐに減になる心配もないのだから、企業も幹部も労働者もみな企業の業績向上に関心をもち、無駄を省き節約を心がけるようになった。企業は、各職場間の経験を総括して、典型経験を「企業活性化講座」や「座談会」の形式で普及に努め、従業員も真剣にこれを学習した。その中心的なスローガンになったのが「双増双節」であり、それは次第に大衆の自発的な「双増双節運動」として盛り上がっていった。

賃金総額が増大してそれを企業内部で分配する際、従業員自身が真剣にその次具体的方法（基本給の引き上げか「獎金」として支給するかなど）・昇級の対象等を論議して決定したことをとおして（企業内部の分配方法については統一規定はなかった）企業管理を学習し、それと「双増双節運動」が結合して相乗効果をあらわし、企業各階層の改革（合理化）に拍車がかかった。

その改革の重要な一環として、賃金改革がある。これを簡単に紹介しておく。

「双増双節運動」の展開さらには増加した賃金総額の分配問題と関連して、従業員の側からいろいろの動きが出てくる。

第一に、効率概念の明確化要求である。賃金の高低は、つまるところ、企業の経済効率によって決定されるとすれば、その効率の内容・その計測方法・各個人の貢献度への還元の方法などに労働者の注目が集まるのは当然である。

第二に、企業内部の責任制が強調され実践されてくると、特に管理責任が実感的に体得されるようになると、従来ともすれば軽視されていた責任要因に対する分配が重視されるようになり、この点から従来の賃金格差を自発的に広げ、平均主義が具体的に克服される動きが出てくる。

第三に、前二者の条件が整備されるにしたがって、その基礎の上に企業が自主的にその企業の特性にマッチした賃金制度を樹立するのが当然とする大衆の認識が醸成される。

第四に、これらの機会をとらえて、企業主管部門が企業管理制度の合理化・この場合は賃金制度の合理化＝賃金改革の指導に乗り出していくのである。その指針とされたのが、いわゆる「国務院103号文件」（1986年末に出された「企業改革の深化と企業活力の増強にかんする国務院規定」で、要するに、改革に際しては企業の自主性を尊重し、複雑な規定を設けて企業の手足を縛るなという趣旨の規定）であった。

それぞれの企業で自主的に賃金改革がおこなわれた結果、つぎのような分配形態が主要なものとして確立された。

第一は、賃金の支払形態を全部出来高制にしたケースである。上海紡織産業の各工場では、賃金の全額を出来高制とし、職務を5級に分類してそれぞれ基本賃金を決め、それに計画奨励金を加えてノルマ個数で除し、出来高単価の基準を算定した。ノルマを達成したものは標準賃金を受け取るが、超過達成したものはプレミアムつき単価で受け取る場合もある。1987年9月現在、全市の紡織284工場のうち、256工場（90.1%）で改革がおこなわれ、18.6万人（全市紡織労働者の84.1%）の生産労働者が全額出来高制の賃金を受け取っている。

第二は、時間ノルマ賃金制を試行しているケースである。全額時間制賃金を受け取っている生産労働者は、「獎金」も含めて、実際に完成した仕事の量と質に連動して、毎月1回の人事考課によって、時間当たりの賃金額が決定される。その時間賃金は、変動賃金と技能賃金の二つからなり、前者の変動賃金は、班組（現場の基層単位）ごとに仕事の量と質に応じて下ろされてくる賃金基本を本人が格付けされている賃金等級と労働時間に応じて分配される。後者の技能賃金は、文字通り本人の技術水準と熟練度を反映し、本人が格付けされている賃金等級に応じて支払われる。

第三は、職務等級賃金制を実行しているケースである。各企業で同じような名称の職務でも、労働条件に格差があり、技術に高低があり、責任にも大小があることが多い。したがって、その遂行に必要な能力・果たした功績に応じた評価をしようとするれば、同じ名称の職務にも多等級・多段階の賃金を

設け、厳密な考課を経て支給額を決定する必要がある。企業にとって重要かどうか・閑忙軽重の差・上下の交錯関係の繁簡等からくる当然あるべき賃金格差は、その職務が要求する技術等級とは区別して別に考えなければならない。これらのことを実際に調査をして、比較的合理的に解決することができた。

ここでは、賃金改革だけをごく簡単に挙げるにとどめたが、同様に「双増双節運動」からさまざまな管理機構の合理化＝改革運動が展開され、従来の中央集権的な画一的な管理制度が大衆の意見に基づいて実情にあわせて改革されはじめたのである。

第二の石論文は、単に中国の企業経営形態の新展開を述べているだけでなく、それを始まりとする壮大な社会主義的経済改革の新段階を窺わせるものでもある。

5. 中国の住宅問題

個人生活の実質的水準をみるのに適当な指標として、よくエンゲル係数が用いられる。しかし、これはその国民の食生活の習慣をよく承知していないと誤解する虞れがある。たとえば、第二次大戦中、物資がだんだん不足してきて窮乏生活を強いられた時代、私の郷里・神戸では華僑が多くいたが、小学生のときの記憶だが、彼らだけ食用油の特別配給を受けていたように思う。食用油なしでは、彼らの食生活は成り立たないのである。一般的に言って、中国人の食事は、同じ所得水準ならば日本人より全体の量も多いし、動物性蛋白質の摂取量も多い。彼らは、実によく食べる。同じ実質所得では、当然、中国人の方がエンゲル係数は高くなる。

住宅についても、同様のことがいえる。日本人は畳生活であり（同じ1部屋を多目的に使用できる）、住宅には必ず押入があるが、中国人は南北ともベッド生活であり、原則的には押入やクロゼットはなく、蒲団以外の押入に

ほうりこむようなものは櫃にいらておく（蒲団はベッドの上にたたんでおく）。それ故、同じ生活水準でも、中国人の住宅の方が広い面積を必要とする。そういったことを十分承知の上、中国の住宅問題を理解する必要がある。

それからもう一つ、住宅の歴史的事情も前提として頭にいらておかなければならない。解放前の住宅事情については、かつて拙著「中国社会主義賃金の展開」（1988年）にかなり詳細に書いたことがあるので、それを参照してもらいたい。一つだけ加えておくと、北京の工人新村で昔聞いた話が記憶に残っているが、解放前の北京の労働者総数を労働者住宅の面積で割ると、1平方メートルあたり複数人になったという。さすがこのような印刷された統計数字は見当たらないが、この怪談は、たとえば老舎の「駱駝祥子」とか魯迅の「阿Q」のような住むところがないルンペンプロが多数いたということであろう。彼らの多くは、雇われ先に寝泊まりしたり、廟やお堂など無人の建物に無断で入り込んでいたのである。あるいは、前記拙著に引いたように、矛盾の「子夜」にでてくる「朱桂英」の家などは、住宅に数えなかったのかも知れない。とうてい家とか住宅とかいえる代物ではなかったからである。

解放後、この中国的ホームレスを多数含む住宅問題の解決は、緊急かつ重要な問題であった。第三論文で、石連運・王清太両氏がいらているように、住宅建設が社会福祉事業として進められたのは、このような事情があったからである。解決方法として、二つの政策が採られた。一つは、既存の住宅の再分配であり、もう一つは、新住宅の建設である。いうまでもなく、前者は緊急の対応策であり、後者が根本的な対応策である。

石・王論文が触れていないので、前者について一言だけいらておくと、解放直後、都市では、それまで権力を握っていた国民党の官僚や資本家や軍の幹部とその手先・不在地主・帝国主義者とその手先・買弁・特務等の大邸宅から瀟洒な住宅までが、持主が殺されたり、逃亡したり、接收されたりして空になっていた。また、解放後、そのまま留用された企業の幹部や技術者も、比較的広い住宅を占有していた。これらの住宅が再配分の対象となった。再配分の主導権は、当然党が握っていた。ということは、解放戦争に功績の

あったもの・たとえば解放戦争で戦死した兵士の遺族等が優先的に入居することになった。大部分が一世帯一部屋であって、台所や便所も改造のゆとりもなく、元のまま共用した。それらの住宅は大部分がまだ現在でも残っていて、一見それと見分けることができる。東北各省や上海・天津・広州市等の大都市で、一見洒落た外観の住宅の窓という窓という窓から全部洗濯物が突き出ているのは、大抵解放前は日本帝国主義者の中堅幹部の住宅か、各国租界の外国人住宅であった建物である。

抜本的な対策として、中国政府は、力の及ぶかぎり労働者住宅の建設に努力を傾注した。通常、煉瓦造り4階建ての集合住宅で、丁度戦後日本の公団住宅に似ている。初期は、1戸当たり約30平方メートル程度のものが多く、台所は共用であった。国家予算だけでは足らなかったため、企業や学校や機関等の集団でも建設した。1960年代に中国を訪問した人は、必ずといってよいほど誇らしげ案内された「工人新村」がそれである。実際、彼らの夢の一つが実現したのである。しかし、石・王論文でも触れているとおり、それでも全体の需要を満たすには、まだまだ不足であった。

開放・改革政策が順調に軌道に乗りはじめたが、まだ住宅政策が社会福祉事業として扱われていた1983年の人口100万人以上の大都市における解放以降の新築住宅面積と1人当たりの平均居住面積は下表のとおりであった（国務院建設部住宅局資料より抽出）。

都 市	解 放 後 新 建 面 積 (万平方メートル)	1 人 当 たり 平 均 居 住 面 積 (平方メートル)	都 市	解 放 後 新 建 面 積 (万平方メートル)	1 人 当 たり 平 均 居 住 面 積 (平方メートル)
北 京	470.7	5.7	南 京	192.0	5.7
上 海	405.9	4.5	武 漢	176.6	4.8
天 津	348.5	4.4	広 州	188.1	4.9
太 原	177.0	4.8	成 都	128.4	5.4
沈 陽	164.2	4.0	重 慶	132.0	3.6
鞍 山	81.0	3.9	昆 明	109.1	5.9
大 連	98.1	4.4	西 安	117.5	4.3

撫 順	68.4	4.2	濟 南	70.2	4.9
長 春	123.8	4.5	青 島	93.0	4.9
ハルピン	138.8	3.7	蘭 州	69.0	4.6

中国では、現在、1人当たり平均居住面積4平方メートル以下を住宅困窮戸と数えているようである。1人当たり4平方メートルといえ、4人家族で、台所を他世帯と共用してまず日本流にいえば6畳か精一杯とっても8畳1間の広さである。とても、食器棚とか机などのごく日常的な家財道具も置けたものではない（事実、従来からもっていなかったのである）。上表を見ても、平均値で4平方メートルを割り込んでいる都市が鞍山・ハルピン・重慶と3都市もあり、その他の都市もやっとクリアしているに過ぎない。

陳鵬年・上海市住宅社会学研究会副会長は、1986年につきのようについている。「現在、上海には、住宅困窮戸が10万戸もあり、その6割が新居のない新婚世帯である。……今後の住宅設計には、ソファとか戸棚とか電気冷蔵庫や洗濯機を置くスペースを組み入れなければならなくなった」と。つまり、現在の住宅では、その大半が日本人の家庭ならだれでももっていそうな家財道具や電化製品が収納できないのである。われわれ自身覚えがある。思い出すではないか。家庭電化の初期あるいはモータリゼーションの初期に、ついなけなしの財布の底をはたいて、あるいは借金して、大きな豪華なものを買込み、小さな住宅との不釣合に首をひねったことを。中国は、今そういう時期にさしかかっているのである。そういう時期に、住宅政策の転換がはかられ、社会福祉事業から住宅の商品化あるいは住宅の自己建築の奨励政策が採られることになったのである。

住宅の自己建築の奨励政策について、ちょっと蛇足を加えると、中国の伝統的な住宅は南北とも煉瓦造りが基本的であり、ちょっと器用な人で時間をかければ、自分でもできないことはない。だから、現在、中国の自由市場では、建築資財の売買が非常に盛んである。たとえば、沈陽市の遼寧大学近辺の北行では、日曜日ごとに露天の古物市（蚤の市）がおこなわれるが、そこで一番人気があり人だかりのしているのは、古い煉瓦や窓枠あるいはちょっ

とした木切れなどの日本では廃品としかいいようのないものの露天商である。はじめは何に使用するのかよく分からなかったが、やがて、自宅の増改築の現場に遭遇して、それらがたくみに利用されているのを見たのである。やがてその部屋には、双喜の紅紙が貼られるか、電気洗濯機でも据えられるのであろう。

以上、石・王論文は、住宅政策の転換・改革の状況をよくまとめているが、ただ、転換・改革にいたった事情について、以上のことを念願において、石・王論文を読んで戴ければ幸いである。

(1989年8月稿)